

中部運輸局自動車交通部

令和元年10月17日 14時00分発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官  
岡田、金森、中西 TEL 052-952-8038  
中部運輸局 愛知運輸支局輸送・監査担当  
本田、岡本、篠田 TEL 052-351-5313  
中部運輸局 福井運輸支局輸送・監査担当  
江口、小坂井、濱岡 TEL 0776-34-1602

同時発表：福井県政記者クラブ

乗合バス事業者に対する文書警告

中部運輸局は、令和元年7月期に一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス、コミュニティバスを運行する乗合バス事業者）を対象とした集中監査を実施した結果、道路運送法違反を確認した下記事業者に対して文書による警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等の内容

令和元年10月17日付け 中部運輸局長名による「文書警告」

2. 行政処分対象事業者の住所、氏名又は名称

- (1) 愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1号  
名古屋市
- (2) 福井県越前市家久町第54号13番地の2  
いづみ観光バス株式会社
- (3) 福井県福井市日之出5丁目3-30  
京福バス株式会社

※詳細は別紙(1)～(3)を参照

以上

(別紙 1)

1. 行政処分対象事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：名古屋市（交通局長 河野 和彦）

住 所：愛知県名古屋市中区三の丸3丁目1番地1号

営 業 所：鳴尾営業所（愛知県名古屋市南区上浜町40番地）

2. 法令違反内容及び違反条項

(1) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職務を遂行しなかった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項)

3. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況（中部運輸局管内）

当該行政処分により付された違反点数 0点

当該事業者の累積違反点数 0点

(別紙2)

1. 行政処分対象事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：いづみ観光バス株式会社（代表取締役 増田 直幸）

住 所：福井県越前市家久町第54号13番地の2

営 業 所：本社営業所（福井県越前市家久町第54号13番地の2）

2. 法令違反内容及び違反条項

(1) 運転基準図の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)

3. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況（中部運輸局管内）

当該行政処分により付された違反点数 0点

当該事業者の累積違反点数 0点

(別紙3)

1. 行政処分対象事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：京福バス株式会社（代表取締役 天谷 幸弘）

住 所：福井県福井市日之出5丁目3-30

営業所：坂井営業所（福井県あわら市国影36字106番地）

2. 法令違反内容及び違反条項

(1) 運転基準図の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第27条第1項)

3. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況（中部運輸局管内）

当該行政処分により付された違反点数 0点

当該事業者の累積違反点数 0点